

命を守る

# 住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



10年経ったら  
交換を！

WITH  
THE  
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

すべての住宅に住宅用火災警報器が義務付けられています。

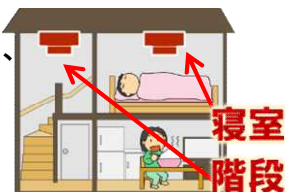
平成28年6月1日から令和8年6月1日で**10年**が経過しました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

## ■設置する場所(例)

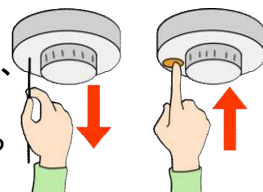
設置が必要な場所は、  
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上  
にある場合に必要です。



## ■点検方法

ひもを引っ張ったり、  
ボタンを長押しすると、  
音声などで正常に作  
動するかどうかを知ら  
せてくれます。



沖永良部与論地区広域事務組合消防本部

お問合せは、最寄りの消防へ。

(沖永良部消防署0997-93-0119 与論分遣所 0997-97-0119)

ホームページ URL <https://okiyofd.jp>

【後援】□

FDMA 消防庁  
Fire and Disaster Management Agency

